

令和8年1月5日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針の一部改正について (情報提供)

平素は本会事業にご理解とご協力を賜わり、厚く御礼を申し上げます。

このたび日本医師会より標記の件につきまして、別添の通り連絡がありました。

がん検診については、国は既に「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針について」(平成20年3月31日付け健発第0331058号厚生労働省健康局長通知)の「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」(以下「指針」という。)を示しているところです。

今般、がん検診のあり方に関する検討会における議論を踏まえ、指針の一部を改正し、令和8年4月1日から適用するとおります。

貴会におかれましても、ご了知いただくとともに、所属の会員医療機関へご周知いただきますよう、何卒、よろしくお願い申し上げます。

【担当】

大阪府医師会
健診事業課 (TEL:06-6763-7568)